

政令第三百三十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令

内閣は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日は、次の表の上欄に掲げる種類の選挙であつて同表の中欄に掲げる区域において行われるものについて、それぞれ同表の下欄に定める日とする。

種 類	区 域	特例選挙期日
市町村の議会の議員又は長の選挙	福島県のうち 南会津郡のうち檜枝岐村 茨城県のうち 水戸市	平成二十三年五月二十九日

岩手県のうち	会津若松市	福島県のうち	福島市	福島県のうち	白河市	福島県のうち	福島県のうち磐梯町及び猪苗代町 河沼郡のうち会津坂下町及び柳津町 大沼郡のうち昭和村	福島県のうち	伊達郡のうち国見町	福島県のうち
平成二十三年八月二十八日	平成二十三年八月七日	平成二十三年七月三十一日	平成二十三年七月十日	平成二十三年六月二十六日	平成二十三年六月十九日					

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

盛岡市	
福島県のうち	
西白河郡のうち西郷村	
福島県のうち	
郡山市 須賀川市 岩瀬郡のうち鏡石町	平成二十三年九月四日

理 由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県盛岡市等の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙に係るものを定める必要があるからである。